

国民健康保険の安定化に向けて

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

■問い合わせ：保険年金課保険グループ ☎内線261

国民健康保険（以下、国保）は、会社などの社会保険や他の健康保険に加入していない方が加入する健康保険で、国の国民皆保険の根幹をなす制度です。加入者の皆さんに納めていただく保険料（税）と国や県、市の負担金や補助金をはじめ、他の社会保険組合からの交付金を財源に市が運営しています。

この国保制度は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料（税）の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、国保制度は平成30年4月から、県と市町村が共同で運営する制度に改正されます。

改正の主な内容

- ◆ 県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を市町村に全額支払うため、市町村の財政は従来と比べて安定します。
- ◆ 窓口業務【被保険者証の発行、保険給付、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、特定健診等の保健事業など】は、従来どおりお住まいの市町村が行います。
- ◆ 国が、国保制度に対し、約3400億円追加的な財政支援を行います。

平成30年4月（制度見直し）以降のQ&A

- Q** 今加入しているけど、県に加入の手続きをしないといけないの？
A 改めて手続きをする必要はありません。
- Q** 保険証はどこから交付されるの？
A これまでどおり、龍ヶ崎市が交付します。
- Q** 住所変更や加入・脱退などの手続きはどのように行けばいいの？
A 住所変更や加入・脱退などの手続きは、これまでどおり、龍ヶ崎市が交付します。

A これまでどおり、龍ヶ崎市が窓口となります。

Q 医療機関の受け方や、医療費って変わるの？
A これまでと変わりません。医療機関で支払う窓口負担割合も変わりません。

Q 保険料（税）はどうなるの？
A 保険料（税）の賦課・決定は、これまでどおり龍ヶ崎市が行います。

Q 平成30年度からは茨城県が医療費水準や所得水準を考慮し、市町村ごとの納付金の額と標準的な保険料（税）を示し、そのうえで市町村が保険料（税）額を決定します。

Q 来年（平成30年度）の保険料（税）はいくつ決まるの？
A 平成30年度の保険料（税）額は、1月に茨城県が算定する標準保険料（税）などを参考に検討し、決定する予定です。決まり次第改めて広報紙『りゅうほー』や市公式ホームページなどでお知らせします。

Q 保険料（税）の納め方は変わるの？
A 納期や納付方法は、これまでと変わりません。

Q 健康診査の内容や受け方は変わるの？
A これまでと変わりません。

今後のスケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|------|---------------------|
| 1月上旬 | 標準保険料率が決定（県） |
| 1月下旬 | 国保事業費納付金が決定（県） |
| 2月前半 | 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会開催 |
| 2月後半 | 平成30年度の国民健康保険税の方針決定 |
| 3月後半 | 『りゅうほー』3月後半号でお知らせ予定 |

平成30年4月以降の制度が変わった後も、被保険者証・医療機関へのかかり方・保険料（税）の納め方や手続きなどは、原則これまでと変わりません。平成30年度からの制度見直しに、ご理解ご協力をお願いします。